

令和5年大口町教育委員会6月定例会議

令和5年 6月29日

午前 9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 議 題

議案第10号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第11号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

日程第4 連絡・報告事項

(1) 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

(2) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

日程第5 その他

出席者

教 育 長 長 屋 孝 成
委 員 鈴 村 由布子

教育長職務代理者 水 谷 恵 子
委 員 舟 橋 由 治

欠席者

委 員 丹 羽 力 也

説明のため出席した者

生涯教育部長兼
町史編さん室長兼
生涯学習課長

松 井 宏 之

学 校 教 育 課 長

三 輪 典 幸

学校教育課主幹兼
派遣指導主事

大 野 佑 樹

学 校 教 育 課 長
補佐兼指導主事

實 松 大 祐

学校教育課長補佐

安 藤 智 子

学校給食センター
主幹兼所長

丹 羽 清 人

図書館主幹兼
図書館長

鈴 木 加代子

◎開会

○松井生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 おはようございます。

定刻になりましたので、令和5年6月定例会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は現在お二人でございますけれども、舟橋委員がちょっと遅れてみえるという連絡がありましたので、このまま会を進めますが、議題につきましては後ほど審議をするという形でそのほかのところを進めさせていただきます。

なお、傍聴人はございませんので、よろしくお願いいたします。

(午前 9時30分)

◎日程第1 教育長報告

○松井生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 それでは、日程第1、教育長報告をお願いいたします。

○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

とても梅雨らしい日になりました。あと3週間ぐらいで梅雨が明けるのかなと思っておりますが、これからしばらくは蒸し暑い、じめじめした天気が続くと思います。お体には十分気をつけて頑張ってくださいと思います。

それでは、前は5月26日でしたけれども、それ以降、今日までのところの報告をさせていただきます。

まずは各学校ですけれども、6月1日が北小学校で、それから6月19日が西小学校の学校訪問。それから修学旅行は6月16、17日に北小学校、そして明日からあさってにかけて南小学校が予定をされております。コロナ以前の活動が復活をしつつあるところであります。

それから、今まで1学期間で教育委員会のほうに届いた児童・生徒の大きな事故についてですけれども、自転車による登校時の事故、家に帰ってからの事故がありました。

それから、6月の中旬ぐらいでしたけれども、小学校でインフルエンザがとてもはやってこれは学級閉鎖かどうかのぎりぎりのところまで判断を各学校は迷ったわけですが、まだこの時期になってもコロナではなくてインフルエンザのほうが発行しているという状況が見られると。先般テレビを見ておりましたら、これもコロナによって児童・生徒の免疫力が低くなっているのが原因ではないかなというようなことを専門家は述べていました。

それから、6月2日には6月議会が開始をしまして、6月21日には無事終わりました。

中でも、学校教育課関係のところでは学校給食についての一般質問がありました。この中で、1つは補食についてということでした。これはちょうど昨年度、中学校で補食という言葉、初めて聞いたんですけれども、給食を補うということですかね。残菜がたくさんある中での補食

ということで実験的にされたと。そして、確かにこれもそれなりの必要性があるかもしれないけれども、デメリットが大変多いということで現在はやっていないわけですが、それについての質問がありました。

それからおとつい、県のほうでラーケーションについての説明会が県主催で、オンラインで行われていまして、ちょっと聞かせていただきました。ラーケーションを何で導入するのかということ、それからラーケーションについてのモデル事業についての県教委の説明ということでありました。それに関わることで、今まで県のほうから出ておりましたこのラーケーションに関わる資料を委員さんの手元にお配りしましたので、ちょっと御覧いただきたいと思います。

1つは、ラーケーションの日、全般について、Q&A。

導入時期をいつにしていけるのか。それからラーケーションを取得することのできない日をどうやって決めていくのか。給食の扱い。それから届出の在り方、それから取った後の対応。それから保護者向けのリーフレットとか、またそれぞれ教職員についてもラーケーションに関係するお子さんがいるところは積極的に取るようにというようなこと。それからモデル事業等の資料。それからもう一つは、前にもお話ししておりました県民の日学校ホリデー一覧ということで、愛知県全般が11月24日ないしは27日に設定されたという資料です。それから、もう一つは愛知県の休み方改革プロジェクトについての資料。それから、とじていないものですが、ラーケーションの日についての保護者向けリーフレット。またこれを参考にして大口町でも学校、それから保護者への啓発に使っていききたいなあと考えております。それから、ラーケーションカードの見本というようなことでお配りしてあります。

いずれにしても、学び方として各家庭で学ぶということ、それから外に向かっての学びであるということ、それから家庭の教育力も高めていくというようなこと、そういうことを含めてラーケーションというのが出てきていると。

これは「ラーニング」、それからもう一つはお休みということで「バケーション」、これを組み合わせた造語だそうで、今年度の2学期から県は導入を目指しておりまして、大口町はモデル事業には参加をしておりますが県の事業に準じて、できる限り早い時期がいいなあと考えておりますが、学校現場の意見も聞いて導入をしていきたい。今年度については日数的には2日間、次年度からは3日間ということになる予定ですので、何とか進めていきたいなというふうに考えております。

それから、もう一件ですが、愛知県に豊根村があります。私もまだ何回も行ったところではないところではありますが、ここは首長さんがこういうへき地にあっても、学びが都会と遅れては駄目だという強い信念の下にICT教育に力を入れている先進地域でありましたので、そこへ私、指導主事、課長で見学をしてきて、勉強してきました。

I C Tは何とか大分、大口町も授業の中で使われているんですけども、それ以外に何か活用方法はないか、いい方法はないかということで勉強してきまして、今後できたら何らかの形で具現化・具体化していきたいなあというふうに思っております。

報告につきましては、以上でございます。

○松井生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 ありがとうございます。

それでは、日程第2以降につきましては教育長の取り回しでよろしく願いいたします。

◎日程第2 議事録署名者の指名

○長屋教育長 それでは、日程第2、議事録署名者の指名に移ります。

舟橋委員もお見えになりましたので、議事録署名者に、水谷恵子教育長職務代理者と舟橋由治委員を指名したいと思いますので、よろしくお願いします。

もう過半数を超えましたので、議案10号、11号を最後にというふうに予定しておりましたけれども、この議事日程のとおり進めていきたいと思いますので、お願いします。

◎日程第3 議 題

議案第10号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○長屋教育長 日程第3、議案第10号につきまして、大口町教育委員会後援名義の使用許可につきまして、事務局説明をお願いします。

○三輪学校教育課長 それでは、議案第10号につきまして説明いたします。

議案第10号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。

令和5年6月29日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第5条により審査を求めるため必要があるからであるということです。

1枚めくっていただきまして、許可申請書を御覧ください。

申請者は、一般財団法人犬山青年会議所。事業名は、西尾張6 J C 合同例会であります。

目的は、おしごと探検。事業概要といたしましては、犬山市の駅の東側にあるようですが、石作公園において働く車の展示や制服の試着などの体験、それと犬山市民交流センターにおいて仕事を模擬したワークショップ、そういったものを開催するということであります。

開催期日は、9月18日月曜日の祝日。対象者は、小学生以下で600名を予定しているということであります。

次ページ以降につきましては、本事業の収支予算書、そして開催パンフレットの案等をそれ

それ添付しておりますので、御確認をいただければと思います。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○長屋教育長 ありがとうございました。

この件につきまして御質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、許可ということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 この案件については許可と。使用許可については可ということで進めたいと思います。

議案第11号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○長屋教育長 続きまして、議案第11号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について、事務局、お願いします。

○三輪学校教育課長 それでは、議案第11号について説明いたします。

議案第11号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。

令和5年6月29日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第5条により審査を求めるため必要があるからであります。

めくっていただきまして申請書を御覧ください。

申請者は、こちらは扶桑町を拠点として活動しているボランティア団体笑夢。事業名は、申請書は「文化技術」と書いてありますが、あとの資料なんかを確認しますと、技術ではなく芸術というふうに思われますので、「文化芸術から多様性を感じよう アートでわくわく 心の出会い展」であります。

目的及び事業概要は、多様性を認め合える機会として障害者も含んだ活動発表の場を設定し、参加した障害者は意欲と自信を得て、発表を目にした人たちは価値観を揺さぶられる感動を得ることでお互いを理解し尊重し合おうという機運を高めるため、年齢、性別、能力に関わりなく多様な人の作品展示、「文化芸術から多様性を感じよう」のイベント映像の展示を実施されるということであります。

開催期日は12月5日火曜日から12月8日金曜日までの4日間で、場所はイオンモール扶桑店で行われるということであります。

対象者及び参加予定人数は、年齢、性別、能力に関わらず多くの方を対象としておりまして、800名を予定しているとのことであります。

申請書の後には本事業の収支予算書、そして会則、そして最後にこちらは昨年度のものになりますけれども、こういった内容で行いますよというもののチラシの写しがついております。

以上で、議案第11号の説明を終了いたします。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この案件について質問等ございましたらお願いします。

鈴木委員。

○鈴木委員 開催期日が、12月5日から8日までの5日間とあるんですけど。

○三輪学校教育課長 恐らく……。

○鈴木委員 でも、後ろのは去年のチラシなんですよ。

○三輪学校教育課長 そうですね。なので、こちらの申請書の期日が間違いかなというふうに思っていて、先ほど説明では4日というふうに読み上げさせていただいております。

この辺りはまた改めて確認はさせていただきますのでお願いいたします。

○鈴木委員 でも内容はいいと思いますので。

○長屋教育長 その他は……。これは、5日間か今の6日間かどちらですかという。

○鈴木委員 さっき4日間と言われたけど記載は5日間で、後ろのチラシは、でも昨年と言われたので5日間なので、ちょっとそれが気になっただけです。

○長屋教育長 ありがとうございます。

それから、さっき説明がありましたが、文化技術は芸術ですか。これは事業名が違っているのかな、そうすると。

○三輪学校教育課長 恐らく何か入力の際にこのようにされてしまったのかなというふうに思いますので。

○長屋教育長 じゃあ、一度確認をこれも。

別件でよろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようですので、採決したいと思います。

この案件につきまして、使用許可をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 承認されましたので、よろしくお願いします。

議案はこの2件であります。

◎日程第4 連絡・報告事項

○長屋教育長 続きまして、日程第4、連絡・報告事項に入ります。

(1) 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、事務局、説明をお願いします。

○三輪学校教育課長 それでは、(1) 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についてです。

今回新たに認定いたしましたのは、お手元の一覧表の最下段右側にあります4. 追加認定者というところを御覧いただきたいと思います。

こちらの一覧表のとおり、新規認定者は7名であります。これによりまして、各校の準要保護児童生徒は、南小学校で14人、北小学校で38人、西小学校で53人、小学校の計といたしましては105人、中学校で65人、小・中学校の合計といたしましては170名ということになります。

以上で、令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について説明を終わります。

○長屋教育長 ありがとうございました。

何かもしありましたら。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 続きまして、(2) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、事務局、お願いします。

○三輪学校教育課長 (2) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてです。

前回の定例会以降、2つの事業について使用許可を行い、そして、2つの事業について実績報告がありましたので、それぞれ資料のとおりとなっております。御確認をお願いいたします。

簡単ではありますが、説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

◎日程第5 その他

○長屋教育長 それでは、日程第5に入ります。その他について、事務局、お願いします。

○三輪学校教育課長 その他は特にございません。

○長屋教育長 その他なしということですが、委員さんのほうから何かございましたら。

水谷委員、よろしいですか。

○水谷教育長職務代理者 はい。

○長屋教育長 鈴木委員、いいですか。

○鈴木委員 はい。

○長屋教育長 舟橋委員、よろしいですか。

○舟橋委員 はい。

○長屋教育長 じゃあ、委員のほうもなしということで、以上で終わりにしてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○松井生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 ありがとうございました。

それでは、最後に教育長、一言何かありましたらお願いいたします。

○長屋教育長 では時間がちょっとあるようですので、最近感じたことであります。

夕方のテレビを見ておりまして、ニュースなのかな、その中で一つ、教育界のことですけれども、ショッキングなタイトルで放映されていたのを見ました。委員さんの中にも見られた方見えるかもしれませんが、学校にとってPTA会計は第二の財布という内容でありました。

どういうことかといいますと、PTAの会計というか、PTAというのは任意の団体で、そもそも希望する人だけが入ればいいので無理やりぱっと入れちゃうというのはおかしいということと、それから使い方についてPTAの総意ということが大事なんだそうです。

そして、学校の何らかに使う場合については、やっぱり一番透明性があることは寄附採納をしてやるということなんですね。

不透明に使われているからといって一概に問題というふうには思わないんですけれども、子どものため、生徒のためであるからということで、学校側の管理職とPTAの役員だけでそういうことが決まっていったいいのかということでありまして、ちょっと本当に一度大口町もどいういう使い方をされているのかという、不正に使われているということはないとは思っていますけれども、使われ方の方法論としてどうかなということで、一度また各学校に聞いてみたいなあというふうに思っているのは一つあります。以上であります。

○松井生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 ありがとうございました。

以上をもちまして6月の大口町教育委員会定例会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

(午前 9時57分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員